

■国民健康保険の加入・脱退は届け出が必要です

退職等により国民健康保険に加入するときや、就職等により国民健康保険から脱退するときは届出が必要です。

届出が遅れると、医療機関での受診に影響したり、保険料（税）が二重に課税されたりすることがありますので、速やかな届出をお願いします。

■国民健康保険の被保険者証（保険証）の更新時期です

現在お使いいただいている国民健康保険の被保険者証（保険証）の有効期限は、令和4年7月31日までになっています。

令和4年8月1日からご利用いただける新しい保険証は、世帯の中の加入者全員分をまとめて世帯主宛てに7月の下旬に郵送します。

令和4年8月1日から令和5年7月31日までの保険証の色は、「うぐいす色」です。



■第三者の行為（交通事故等）でケガをしたときは、届出が必要です

第三者の行為によるケガは、一般に第三者が治療費を負担するため、保険証は利用できませんが、「第三者行為による傷病届」を国民健康保険に提出することで、保険証を利用して治療を受けることができますようになります。

この場合、治療費を国民健康保険が一時的に立て替えている状態ですので、治療費に関する加害者への請求権は、国民健康保険が持つことになり、治療後に国民健康保険が第三者に治療費を請求します。

但し、すでに示談が成立したり、治療費を直接受け取っているときは、保険証は使えませんのでご注意ください。



■新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険

傷病手当金の支給期間の延長について

新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険傷病手当金の支給期間を、令和4年9月30日まで延長します。

対象者および対象期間は以下のとおりです。

- ◆対象者：給与所得者である国民健康保険の加入者で、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われることにより勤務できないかた
- ◆支給期間：勤務できなくなった日から起算して3日を経過した日以降、給与の一部または全部が受けられない期間

令和4年度体力・運動能力調査参加者募集中!

スポーツに親しんでいる方、体力、健康づくりに興味がある方、今現在の自身の体力、運動能力を調べてみませんか?

●いつ 8月21日(日)

午前9時～午後5時

※30分刻みで少人数での開催です。

※1時間半程度を予定しています。

●どこで 白鷹町武道館

●対象者 20歳～39歳の方

●募集人数 35名程度

●持ち物 内ズック・タオル・着替え

※飲み物については準備いたしません。

●実施内容 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び等

●申込期日 8月12日(金)

午後5時まで

●参加費 無料

※申し込みについては白鷹町教育委員会生涯スポーツ係までご連絡ください。

【申し込み・問い合わせ】

教育委員会生涯スポーツ係

☎85-6147



後期高齢者医療制度加入者の方へお知らせ

新しい被保険者証をお届けします

現在の後期高齢者医療被保険

者証の有効期限は令和4年7月

31日までです。今年度は制度改

正により8月と10月の2回更新

があります。今回お届けする新

しい被保険者証の有効期間は、

令和4年8月1日から9月30日

までの2か月間となります。

令和4年10月1日以降の被保

険者証については、町報9月号

で詳細をお知らせします。

●保険証の発送予定日

7月22日(金)

※郵便事情により、到着まで1週間程度かかる見込みです。

●封筒の色 みどり色(長3)

【問い合わせ】

町民課国保医療係

☎85-6130

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ 第72回 “社会を明るくする運動”

【問い合わせ】町民課くらし環境係
☎85-6131

毎年7月は「社会を明るくする運動」強調月間です。この運動は、犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。

白鷹町では、以下のような活動を行っています。

1. 第72回 社会を明るくする運動 総理大臣メッセージ伝達

内閣総理大臣より、毎年「社会を明るくする運動」によせてメッセージをいただいています。白鷹町では、更生保護活動を日頃より行っている西置賜地区保護司会白鷹分会、白鷹町更生保護女性会より、佐藤誠七町長宛にメッセージの伝達式を、強調月間初日の7月1日に行いました。

また、今年初めて、このメッセージが動画で公開されました。生の声を通して受け取ることで、皆さんにもこの運動にご理解とご協力をいただければ幸いです。



▲詳細はこちらから

2. 社会を明るくする「花の種」

白鷹町内の保育園やこども園、小中学校、事業所及び更生保護活動にご理解とご協力をいただいている団体や個人へ、社会を明るくする運動のシンボルでもある“黄色の羽”をイメージし、ひまわりの種をお渡ししました。

3. 社会を明るくする運動 広報活動

非接触型の広報活動として、西置賜地区保護司会白鷹分会と白鷹町更生保護女性会が協力し、役場庁舎前にのぼり旗やプラントナーを設置し、広報活動を行っています。

▶総理大臣メッセージ
伝達式の様子



▲各活動の様子